久喜市　告示第３６６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定により、令和８年１１月３０日から、別紙の規約により、宮代町の一般廃棄物の処理に関する事務を受託することとしたので、同条第３項において準用する第２５２条の２の２第２項の規定により告示する。

令和８年１０月１３日

久喜市長　　貴　志　信　智

別紙

久喜市と宮代町との一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約

（趣旨）

第１条　この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、宮代町が久喜市に一般廃棄物の処理に関する事務を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委託事務の範囲）

第２条　宮代町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を久喜市に委託する。

（１）　宮代町の区域内から排出され、久喜市の管理する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に搬入される一般廃棄物の処理（処理施設への搬入に係る収集及び運搬を除く。）に関する事務

（２）　前号の事務に係る一般廃棄物処理手数料の徴収（宮代町が徴収するものを除く。以下「手数料の徴収」という。）に関する事務

（管理及び執行の方法）

第３条　委託事務の管理及び執行については、久喜市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（収入の帰属）

第４条　委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入は、久喜市の収入とする。

（経費の負担等）

第５条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、宮代町の負担とする。

２　前項の宮代町が負担する額に関する算定方法及び納付時期は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

（予算の計上）

第６条　久喜市長は、委託事務の管理及び執行に伴う収入及び支出を、久喜市の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。この場合において、久喜市長は、その計上する金額をあらかじめ宮代町長に通知するものとする。

（経費の繰越使用）

第７条　久喜市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、久喜市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに宮代町長に提出しなければならない。

（決算に係る措置）

第８条　久喜市長は、法第２３３条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を宮代町長に通知するものとする。

（連絡調整）

第９条　久喜市長及び宮代町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

（条例等の改正の場合の措置）

第１０条　久喜市長は、委託事務の管理及び執行について適用される久喜市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ宮代町長に通知しなければならない。

２　久喜市長は、前項に規定する条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を宮代町長に通知しなければならない。

３　宮代町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（その他）

第１１条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、久喜市長及び宮代町長の協議により別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和８年１１月３０日から施行する。

（適用される条例等の公表）

２　宮代町長は、この規約の告示の際に併せて委託事務に関する久喜市の条例等が宮代町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

（委託事務の廃止の場合の措置）

３　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、久喜市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴い宮代町が久喜市に納付した額に過不足があるときは、これを精算するものとする。

（経過措置）

４　委託事務の全部又は一部を廃止した場合においては、当該廃止の日までに生じた事由に係る手数料の徴収に関する事務については、当該廃止の日後も、なお久喜市が行うものとする。